

兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金事業の実施について

兵庫県における廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案は、年々増加するとともに、内容も悪質化・巧妙化の一途を辿っている。

これら不法投棄されたもの等の原状回復のためには、莫大な費用と労力が必要となることから、不法投棄等の不適正処理事案は、早い段階で是正されなければならない。

現状の制度として（財）産業廃棄物処理事業振興財団基金による原状回復支援事業があるが、補助対象が一定規模以上であったり、未然防止など初期の段階での迅速な対応ができないことなど課題がある。

このため、当協会に設置した兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金により前述の（財）産業廃棄物処理事業振興財団の基金事業では実施できない廃棄物等の不法投棄・不適正処理の原状回復及び未然防止等に係る事業を行うこととする。

併せて、学識経験者等関係者で構成する基金運営委員会を設置し、効率的な事業の推進を図る。

1. 兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金の設置について

（1）設置の目的

廃棄物等の不法投棄・不適正処理の原状回復及び未然防止等に係る事業を行うことにより、県民の安全・安心な生活環境の保全を図ることを目的に当協会に設置する。

（1）基金の額

当面は、県からの補助金の1億円（平成13年度2月補正予算）で事業を実施するが、基金の目標額は2億円とし、兵庫県及び市町の補助金並びに基金の趣旨に賛同する事業者及び関係団体等の寄付金その他の収入をもって充てる。

（2）基金の対象とする廃棄物

原則として産業廃棄物とするが、産業廃棄物と一般廃棄物との区分が判然としないもの、廃棄物と有価物との区分が判然としないもの、及び一般廃棄物のうち市町長が本基金の支援を受ける必要があると判断したものについても対象とする。

2. 基金事業について

（1）原状回復事業

事業主体

（財）ひょうご環境創造協会

条件

廃棄物等の投棄原因者が不明（行方不明含む）又は資力不足で、かつ、廃棄物等を撤去し従前の状態に復する又は廃棄物等の一部を撤去する等の生活環境保全上の支障（飛散、流出、崩落の恐れ、悪臭等の発生、景観上の問題等）の除去の措置をとる必要があると認められる場合。

要請者

土地所有者又は土地管理者（土地所有者等の要請が得難い場合は、地元市町の要請による。）

経費負担

土地所有者等が4分の1を負担する。

対象外事業

- ・(財)産業廃棄物処理事業団の基金事業により行政代執行を行うことが適切な場合
- ・道路管理者等公の管理者による撤去等が適切な場合 等

- (2) 未然防止及び再発防止対策(看板、フェンスの設置等)に係る助成事業
 事業要請(申請)者:市町
 事業実施者 :市町、自治会、土地所有者等
 助成率 :2分の1(申請者である市町へ助成)

- (3) その他事業
 その他、上記事業の実施に伴い基金運営委員会が特に必要と認めた事業。

3. 債権の回収について

投棄原因者の責任を明確にするため、投棄原因者が判明した場合は、投棄原因者に対し費用の請求を行う。

4. 基金運営委員会について

(1) 構成

委員会は、学識経験者、兵庫県の職員、市町の職員、関係団体の役員等10名以内の委員で構成する。

(2) 審議事項

委員会は、基金事業の実施の可否、基金事業の内容等の審査に関する事項を審議する。

< 第1回基金運営委員会開催 >

日時 平成15年1月23日(木) 10:00~12:00
 場所 神戸市教育会館403号
 神戸市中央区中山手通4丁目10番5号

【参考】

(財)産業廃棄物処理事業振興財団による現状回復支援事業

1. 対象事業

県又は保健所設置市が行政代執行により産業廃棄物の不法投棄に係る現状回復を行う場合の費用の支援。

2. 実施条件

- (1) 投棄者が不明や資金不足の場合等、原因者等の負担を追求することができない場合
- (2) 不適正に処分された産業廃棄物が、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずる恐れがあると判断した場合

3. 規模基準

原状回復に要する費用の4分の3(助成率)に相当する額が2,000千円以上。

問い合わせ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-31
 財団法人ひょうご環境創造協会
 電話 078-735-2738
 ファクシミリ 078-735-2292

ホームページ <http://www.heaa-salon.or.jp>